

第3回 地域主権検討PT会議の概要

- 1 日時 平成21年11月6日(金) 10～12時
- 2 場所 県庁第32会議室 (第2庁舎4F)
- 3 出席者 企画部長、吉弘地域主権研究会委員、各部局主管課長、業務効率化室長、財政課長、税務課長、自治振興課長、教育総務課長
- 4 議題 今後の検討の方向性について
- 5 意見交換の内容

国民健康保険など保険制度は大きいほど安定するというスケールメリットがあるが、大きくなると運営主体の問題もあるが、住民から遠くなるなど地方分権に逆行する。また一本化だけでは旨く行かないことも生じる。

矮小化した議論に陥らないよう、果たして市町村が適しているか、市町村の意見や住民目線での判断も必要。県でやるべきものを先に決めていく方がよいのではないか。

国の出先機関の事務は全て県なのか。市町村に行くものもあるのではないか。

部局で見直し検討にかかる場合、現実論が入ってしまって、小さい議論に収束してしまう恐れがある。短期又は長期で検討するものかなどの区分けも要るのではないか。

何でもかんでも県や市町村国道ではなく、国土全体で道路整備や管理を見る観点も必要ではないか。また、若桜街道などは国道だが実態は市道でもよいのではないか。このように一つひとつ実態に即して判断していくことも肝要。

まずは理念として事業を仕分けていくことが必要。一先ずは、市町村において、それからできるものできないものを判断していく方向

理念は理念として議論をまとめていけばよいが、実際の箇所付けの際は個別事例の議論をすべき。

厚生局、経済産業局などは県内にはなく内容もよく解らないが、議論の対象とするのか。

ブロック単位にあるものの議論も大切。県内の国の出先機関の業務は、原則的には県でも可能と考えているもの。

県・市町村の二重行政と評して排除するという分類には違和感があり、このままでは議論を進めにくい。

この5つの分類に拘るものではなく試行的分類であって意見があれば正してもらいたい。

4つ目のメルクマール「県・市町村連携事務」をいきなり仕分けることは如何かと思う。一先ずは、分離型でどこがやるのが良いかの観点で考えていくこととしたい。

行政の事務配分は世界各国で、歴史的経過を経て決ってきたもの。今の検討の中で、理想型は何かを考えること自体も難しいこと。その際、個別事務ごとの理想ではなく、大きなものを検討していくことに注意すべき。

この検討会で事務配分を考えていく上で、将来的な目標も含めながら、分離型を原則としつつも、経過措置的に融合型も含めていくといった、現実の難しさも踏まえた対応を検討してはどうか。

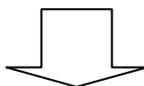
事業仕分けを考える際に、福祉サービスなどで現金給付と現物給付の部分があるが、現物給付の住民サービスなどは市町村、保険制度などの現金給付はスケールメリットを生かせるところなど考え方を整理して、大括りの具体例を示していくことが必要。

地方整備局を考えると、河川、国道などは必須。治山などもどうなのかと思う。

治山は山地ごとの対応で市町村を跨るものが多く市町村では困難。また、国道・河川なども不適當と思う。

農業委員会、農地転用などは、関連を有する事務なので切り離すことはどうか。

住民目線といった場合、職業紹介・職業訓練は解るが、労働基準監督はどうなのか。直接はあまり関係ないような気もするが。



次回PTに向けて、作業をお願いします。

国の出先機関の事務移譲のあり方、県・市町村の分担のあり方などについて

大括りの分野別で具体例を示すことをお願いしたい。

様式は会議の案内と一緒に送付する。